

紀の川市未来共創パートナーシップガイドライン

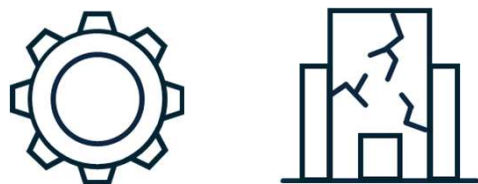
Kinokawa city Co-creation Partnerships Guideline



策定の背景

令和8年4月に本市の官民連携をより着実かつスピーディーに進めるにあたっての基本的なルールや考え方、手法等を定める「**紀の川市未来共創パートナーシップガイドライン**」(官民連携ガイドライン)を策定しました。

従来の「公助」の限界



- ▶ 多様化・複雑化する市民ニーズ
- ▶ 老朽化する公共施設・インフラ
- ▶ 不足する行政の人員・財源

行政の「リソース(ヒト・モノ・カネ)だけでは、サービスの維持が困難な時代へ

「共創」による解決



- ▶ 民間の専門知識・技術の活用
- ▶ 対話を重視した新たな価値創造
- ▶ 官民連携窓口の明確化

地域・行政課題解決や
市民サービス向上の糸口へ

官民連携を推進する目的

行政サービスの質の維持・向上



社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対して、民間事業者等が持つ専門的な知識、技術、アイデア、スピードを活用

行政経営の効率化と経営資源の最適化



業務の効率化を図るとともに、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を有効活用しながら費用対効果の最大化

地域経済の活性化と新たな市場・価値の創出



地域課題の解決を「ビジネスの種」と捉え、社会的価値・経済的価値に着目した新たなビジネスにより地域経済を活性化

6つの基本姿勢

以下の基本姿勢を踏まえて、官民連携事業を積極的に創出します。



1. 対等と対話の重視

行政が仕様を決めるだけの関係ではなく、対等なパートナーとして相互理解を深めます



2. Win-Winの関係

目標の共有、役割と責任を明確化し、双方がメリットを享受できる持続可能なパートナーシップを築きます



3. 迅速・柔軟な対応

市民や本市の利益につながる提案については、迅速かつ柔軟な発想で実現に向けて行動します



4. 挑戦

前例にとらわれず、小さく始めて育てる「スモールスタート」を大切に、社会的インパクトを生み出します



5. 公平性・透明性

常に開かれた窓口を設け、提案や対話の機会を確保します。また、実現した取組については、その内容を広く社会に開示します



6. アイデアの保護

提案や対話における民間事業者独自のアイデアのうち、保護すべき情報は公開しません

連携協定の締結

継続的・発展的な取組とするため、必要に応じて連携協定を締結します。連携協定の締結は、行政と民間事業者等が対等なパートナーとして、**共に地域課題の解決を目指す意思表示であり、役割分担を明確にするもの**です。

包括連携協定

(対象)

複数の分野(例:防災、健康、子育て等)にわたる協力関係を確認し、中長期的に継続した連携事業

(所管)

原則として企画経営課

個別連携協定

(対象)

特定の施策の分野や特定の課題解決に向けた連携事業

(所管)

当該施策を所管する担当課

連携に向けた土壌づくりとして、**年1回以上の継続的なコミュニケーション**を図ります

未来共創窓口の設置

総合的なワンストップ窓口を企画経営課に設置し、本市とのパートナーシップによって課題解決に取り組む民間事業者等との連携を促進していきます。



未来共創窓口の主な機能

コンシェルジュ機能



官民連携の取組に発展する可能性のある提案を一元的に受付け、庁内各担当課の課題把握と民間事業者等への橋渡しを行います。



コーディネーター機能



庁内各担当課の調整・伴走支援、積極的な対話を実施します。また、社会課題解決に向けた新たなイノベーションが起こる可能性があり、双方の合意が得られた場合に限り、民間事業者等同士の連携も促進します。

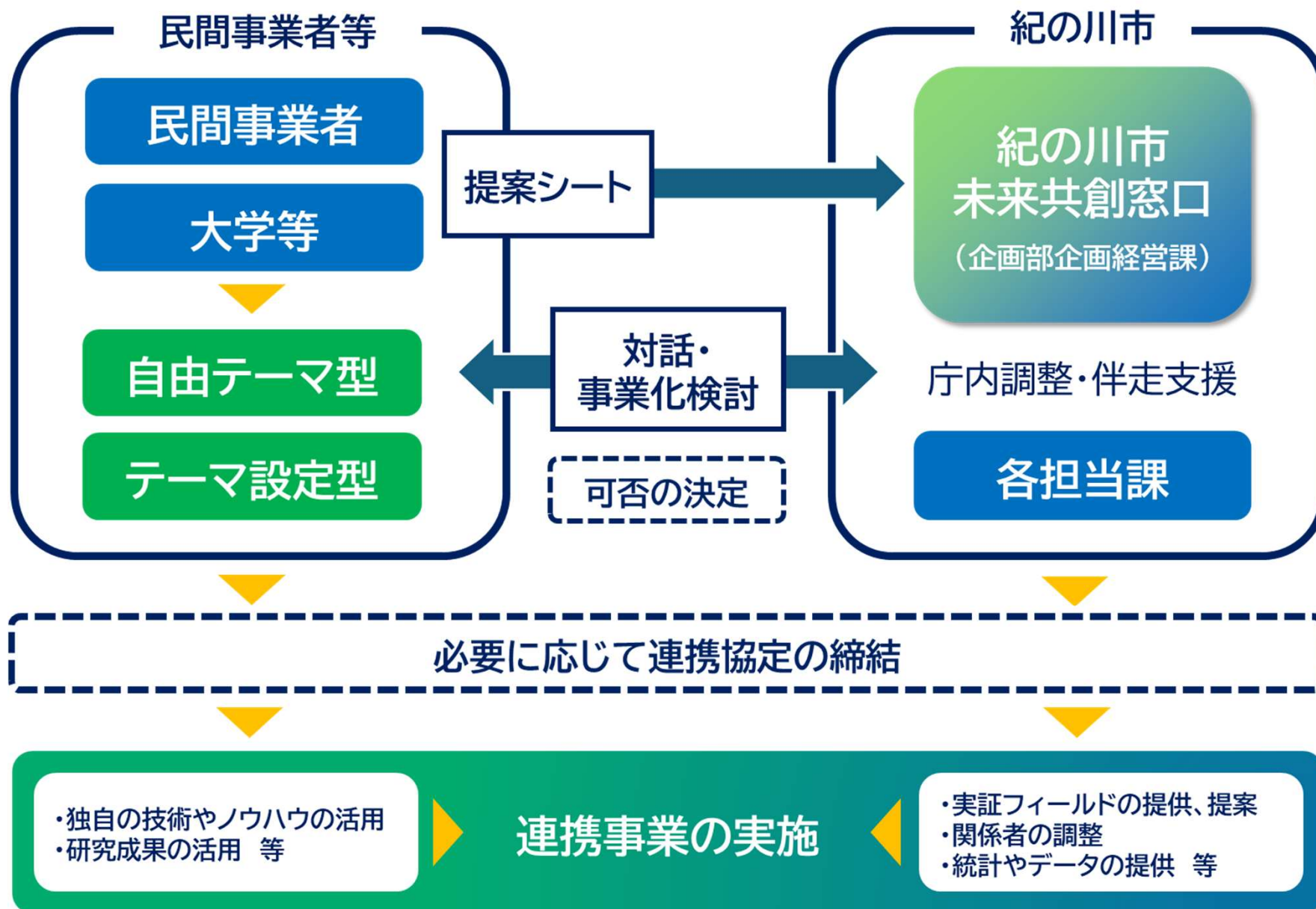
未来共創民間提案制度

官民連携事業の積極的な事業化に向けたプロセスとして、**民間事業者や大学からの様々な提案を受け止め、地域課題や庁内における連携ニーズに結び付ける仕組み**として本制度を創設します。

提案の種類	内容
 自由テーマ型提案 (随時募集中)	提案者の自由な発想に基づく市民サービスの向上や地域・行政課題の解決に資する 企画を自由な発想で提案する形式
 テーマ設定型提案	市が解決したい特定の地域・行政課題をあらかじめ提示し、それに対する具体的な 解決策やアイデアを募集する形式

- ▶ 本制度は予算が伴わない**スモールスタートが可能な事業**や**民間事業者等の実証事業**（「ビジネスの種」となるような事業の検証）の支援を念頭に設計
- ▶ 単なる営業活動や行政が直接実施する理由がある事項など対象外となる提案もあります
- ▶ テーマ設定型提案の募集テーマについては、本市HPに随時掲載します

民間提案の流れ



未来共創民間提案制度の留意事項

- ・ 迅速な対応に努めますが、関係する担当課との調整に時間を要する可能性があります。
- ・ 提案内容や提出書類に虚偽の記載があった場合は、対話や連携事業を打ち切ります。
- ・ 提案の受付や対話の開始が、本市との契約合意を意味するものではありません。
- ・ 本市の財政負担が伴う提案については、原則として入札やプロポーザル等の手続きにより相手方を選定します。その際、提案者であることを理由とした優先的な取り扱いやアドバンテージは原則としてありません。
- ・ 提案の成否にかかわらず、書類作成、対話、調整に要した一切のコスト（人件費、交通費等）について、市は補償や賠償をしません。
- ・ 提案者は自らの責任において関係法令等を確認する必要性があり、提案時における法令適合のリスクは提案者に帰属します。
- ・ 連携事業は、提案者名、具体的内容等を原則公表します。また、協議のうえ本市の広報紙やプレスリリースを始めとするPR等の機会において、事業の実施や成果物を公表することがあります。
- ・ 上記の他、**留意事項の詳細につきましては、「紀の川市未来共創パートナーシップガイドライン」（全文版）**をご確認ください。

「紀の川市の未来」につながる
皆様のご提案をお待ちしております

問合せ・提案先

紀の川市未来共創窓口
(企画部企画経営課)

〒649-6492
和歌山県紀の川市西大井338番地 紀の川市役所本庁3階
TEL:0736-7-2511(代表番号)
E-Mail:k030600-001@city.kinokawa.lg.jp